

ひとり親家庭への支援



令和7年度版

熊本市

目次

1 子育て・生活支援	
●ひとり親家庭等日常生活支援事業	• • • • • 3
2 経済支援	
●児童扶養手当	• • • • • 5
●ひとり親家庭等医療費助成事業	• • • • • 7
●母子父子寡婦福祉資金貸付事業	• • • • • 9
●ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	• • • • • 11
3 養育費の確保	
●養育費相談事業	• • • • • 14
4 就労支援	
●母子・父子自立支援プログラム策定事業	• • • • • 16
●自立支援教育訓練給付金事業	• • • • • 17
●高等職業訓練促進給付金等事業	• • • • • 18
5 就業・自立支援センター（旧母子・父子福祉センター）	
●母子家庭等就業・自立支援センター事業	• • • • • 19
6 問い合わせ先一覧	
	• • • • • 21

ひとり親家庭等日常生活支援事業

⑨

ひとり親家庭の方に、急な残業の時など、
身の回りの世話をを行う支援員を派遣します。

母子家庭、父子家庭又は寡婦の方が、急な残業や冠婚葬祭への参加等で、一時的に身の回りの世話（生活援助）や、児童を預ける（子育て支援）必要が生じた場合に「家庭生活支援員」を派遣し、わずかな自己負担（次頁の利用者負担表参照）で日常生活のお世話を行います。

【対象家庭】

- 1 市内に住所を有する母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦であって、技能習得のための通学、就職活動等自立支援促進に必要な事由、疾病※
1、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境等が激変し日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭等が対象となります。

※1 児童の病気の場合は対象となりません。

【提供するサービスの種類及び内容】

- 1 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の援助
- 2 子育て支援は、保育サービス及びこれに附帯する支援

【サービス提供の場所】

- 1 生活援助
サービスの提供を受ける方の自宅
- 2 子育て支援
①家庭生活支援員の自宅
②講習会等職業訓練を受講している場所
③児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所（子育て支援を受ける者の居宅を含む。）

【利用者負担表】

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	生活援助	子育て支援
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準 世帯	150円	70円
上記以外の世帯	300円	150円

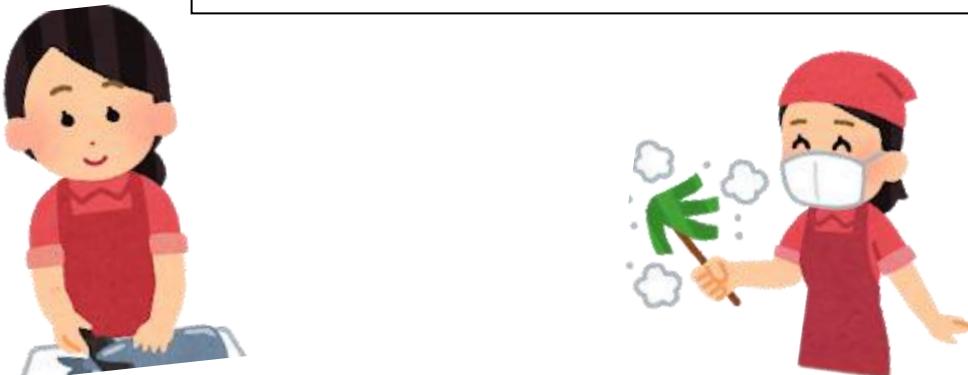
詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

一般社団法人 熊本市母子寡婦福祉連合会

熊本市東区錦ヶ丘34-23 2階

TEL 096-214-7333



家庭生活支援員に登録しませんか◆

事業で派遣する「家庭生活支援員」を募集しています。訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上の方、保育士の資格をお持ちの方は、熊本市母子寡婦福祉連合会までお尋ねください。

児童扶養手当

★各種届出の義務について★

資格喪失届

次の場合は受給資格がなくなります。届の提出が遅れると、一旦支払った手当を返還していただくため、別途、手当返還のための手続きが発生します。

- ① 婚姻の届出をしたとき
- ② 婚姻の届出はなくとも、事実上婚姻関係（異性と同居あるいは同居がなくてもひんぱんに定期的な訪問・生活費の援助がある等）となったとき。
- ③ 前夫又は前妻の引き取り等により児童を養育しなくなったとき。
- ④ 児童が施設に入所、又は里親に委託されたとき。
- ⑤ 本人や児童が国外へ転出したとき。
- ⑥ 刑務所等に拘禁中の児童の父又は母が出所したとき。
- ⑦ 遺棄している児童の父又は母から、連絡・訪問・送金等があったとき。
- ⑧ 受給資格者本人や児童が死亡したとき。

その他の届出

生活上の変化があったら、手続きが必要な場合があります。手続きが必要な場合に届出をしていないと、手当の支払いを差し止められます。

- ① 市内間で、もしくは市外へ住所を変更したとき。
(住民票の異動届とは別に届が必要です。)
- ② 支払金融機関を変更するとき。新しい通帳、免許証やパスポート等の身分証明証をご持参ください。(公的給付支給等口座の利用をご希望の場合は通帳は必要ありません。)
- ③ 進学等やむを得ない事情により、児童と別居する場合。
- ④ 受給資格者の氏名が変わったとき。
(児童の姓の変更については、8月の現況届の書き換えて可。)
- ⑤ 扶養する児童の人数に変化があったとき。
- ⑥ 親族と同居、または別居するようになったとき。
- ⑦ 証書を紛失・破損したとき。(再発行できます。身分証明証をご持参ください。)
- ⑧ 受給資格者・扶養義務者の所得の変更をしたとき。
- ⑨ 公的年金等の受給を始めたときや、受給状況に変更があったとき。

★手当額の改定について★

令和7年（2025年）4月から、児童扶養手当支給額が全国消費者物価指数の実績値の上昇に伴い手当額が変更されました。

	全部支給される場合	一部支給される場合（10円単位）
児童1人目	46,690円	46,680円～11,010円
児童2人目	11,030円	11,020円～5,520円
児童3人目以降 (1人につき)	11,030円	11,020円～5,520円

（令和7年4月1日現在の手当額）

★児童扶養手当証書について★

現況届を提出された方で、不足書類等が無く手当の受給がある場合、11月上旬までに児童扶養手当証書を発送する予定です。送られた証書は児童扶養手当受給の証明書代わりになり、就学支援の申請でも必要となりますので大切に保管してください。

★不正受給について★

虚偽の申告があった場合には、不正利得の徴収により、受給額を徴収される場合があります。また、罰則により3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

問い合わせ先

中央区役所（保健こども課）TEL096-328-2421

東区役所（保健こども課）TEL096-367-9130

西区役所（保健こども課）TEL096-329-6838

南区役所（保健こども課）TEL096-357-4135

北区役所（保健こども課）TEL096-272-1104

ひとり親家庭等医療費助成事業

助成の期間

児童は 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで。
父または母は、扶養している最年少の児童が 20 歳になる誕生月の末日まで。（1 日生まれの場合は、前月末日まで）

医療費の助成範囲

保険診療における一部負担金の 3 分の 2 相当額を助成します。ただし、高額療養費・附加給付金・公費負担金がある場合は、その額を控除して助成します。なお、次のものは助成の対象とはなりません。

(1) 保険診療以外の医療費

入院時の室料差額、おむつ代、薬の容器代、検診代、予防接種代など

(2) 入院時の食事代（食事療養費の標準負担額）

診察を受けるとき

熊本市内または、市外（県内）一部の医療機関（保険薬局を含む）で診療を受ける際、健康保険証と「熊本市ひとり親家庭等医療費受給資格者証」を提示することで、保険診療における一部負担金が 1/3 に減額されます。

※「こども医療費受給資格者証」（ひまわりカード）、「重度心身障がい者医療費受給資格者証」との併用はできません。

次の(1)～(4)に該当するときは、いったん一部負担金の金額を支払った後、各区保健こども課、総合出張所窓口で払い戻しの手続き（償還申請）をしてください。

(1)県外の医療機関で診療を受けたとき

※市内（県内）一部の医療機関・薬局でも、償還払いの対応となる可能性があります

(2)治療用装具に係る経費で保険者が保険給付を認めるとき

(3)1 ヶ月（暦の月）に、ひとつの医療機関（入院・外来別）で一部負担金が 21,000 円以上のとき（国保のみ）

(4)公費（自立支援医療・小児慢性特定疾患・前期高齢者医療・後期高齢者医療等）で一部負担金が安くなるとき（国保のみ）

払い戻しの手続き（償還申請）

上記(1)～(4)に該当するときは、払い戻しの手続き（償還申請）ができます。請求期間は、診療の翌月から 1 年以内です。（診療した当月分は受付ができません）

申請月の翌々月 20 日（土、日、祝の場合はその前開庁日）にお振込みします。

＜手続きに必要なもの＞

- ・医療費の領収書（対象者氏名、診療総点数、一部負担金額、診療年月日、領収金額が記載されているもの）
- ・ひとり親家庭等医療費受給資格者証
- ・診療を受けた方の健康保険情報がわかる書類（資格確認証又はマイナポータルの写しでも可）

※高額療養費に該当する場合は高額療養費支給決定通知書、高額療養費積算の対象となった家族がいる場合はその方の領収書も必要です。（国民健康保険にご加入の方は、高額療養費の申請が済んでいれば支給決定通知書は不要）

※家族療養附加金等が支給されるときは、これを控除した額を助成することになりますので、共済組合・健康保険組合・国民健康保険組合に加入されている方は、家族療養附加金の有無についてあらかじめご承知おきください。

※限度額認定証、自立支援医療受給者証、小児慢性特定疾患受給資格者証をお持ちの方はご持参ください。

その他の手続きが必要な場合

■更新手続き

毎年8月に、資格の更新手続き（現況届の提出）が必要です。ご本人様が直接窓口にて現況届をご提出ください。資格の確認を行ったうえで、該当される方には新しい資格者証を9月末までに交付します。※8月末までに提出がない場合は10月以降のお届けとなります。

※代理人や郵送での提出はできません。

■各種届出

次のような場合は、速やかに届出が必要です。

- (1) 加入している健康保険が変更になったとき
- (2) ひとり親家庭等ではなくなったとき（同居等による事実婚含む）
- (3) 市外へ転出するとき
- (4) 生活保護を受けるようになったとき
- (5) 振込を希望する金融機関を変更したいとき
- (6) 住所、氏名等が変更になったとき
- (7) 扶養している20歳未満の児童が婚姻したとき
- (8) 対象者が死亡したとき
- (9) その他対象者に変更が生じたとき

問合わせ先

中央区役所	保健こども課	096-328-2421
東区役所	保健こども課	096-367-9130
西区役所	保健こども課	096-329-6838
南区役所	保健こども課	096-357-4135
北区役所	保健こども課	096-272-1104

母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭又は父子家庭等の方の経済的自立を援助し、その扶養する児童等の福祉の向上を図るために、資金の貸付を行っています。

将来ご返済いただく制度ですので、無理のない借入れ、返済計画を立ててください。

貸付対象者

(1)母子福祉資金・父子福祉資金

- ① 母子家庭の母または父子家庭の父
(配偶者のない女子または男子で、現に20歳未満の児童を扶養している方)
- ② 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養している20歳未満の児童
- ③ 父母のいない20歳未満の児童

(2)寡婦福祉資金

- ① 寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった方）
- ② 寡婦が扶養している20歳以上の子
- ③ 40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方

※(2)①または③で現に扶養している子がいない場合は、所得制限があります。

資金の種類等

(1)資金の種類

- ①事業開始資金 ②事業継続資金 ③技能習得資金 ④修業資金 ⑤就職支度資金
- ⑥医療介護資金 ⑦生活資金 ⑧住宅資金 ⑨転宅資金 ⑩結婚資金
- ⑪修学資金 ⑫就学支度資金

※⑪原則として、他の公的奨学金との重複貸付はできません。ただし日本学生支援機構との差額分については、貸付対象となる場合がありますので窓口にてご相談下さい。

(2)利子

修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金（児童対象分）については無利子。その他の資金については、連帯保証人有→無利子、連帯保証人無→有利子（年利1%）。

連帯保証人

(1)修学資金、修業資金、就学支度資金又は就職支度資金（児童対象分）

連帯保証人なしでも申請が可能です。

(2)修学資金、修業資金、就学支度資金又は就職支度資金（児童対象分）以外の資金

原則連帯保証人が1名以上必要です（事業開始資金、事業継続資金の場合は3名以上）。弁済する資力及び能力があることを条件として、連帯保証人なしでも申請が可能です。

(3)全資金

連帯保証人がいないと確実な償還が見込めないと判断される場合は、連帯保証人が1名以上必要です。

〔連帯保証人を立てる場合の要件〕

- ・市内在住の近親者が望ましいが市外でも可
- ・年収が概ね240万円以上
- ・年齢65歳以下（修学資金・就学支度資金の貸付の場合は60歳未満）

貸付までの流れ

(1ヶ月半～2ヶ月半程度かかります)

1	事前相談	各区保健こども課または母子父子相談室で、事前相談を受け付けます。 相談を希望される方は、事前に電話等で予約をお願いします。 相談内容をもとに、資金の種類及び借受金額を話し合います。 借受内容決定後、申請に必要な書類をお渡しします。
2	申請	申請書類に不備がない場合、申請を受け付けます（提出締め日あり）。 ※資金の種類等によって、提出書類が異なります。 後日、審査のために書類の追加提出等をお願いする場合があります。
3	審査	申請月の翌月の貸付等委員会にて、貸付の可否を審査します。 ※申請日によっては、翌々月となります。
4	決定通知書等送付	貸付の決定後、決定通知書及び償還計画表、借用書等を送付します。 ※借用書の提出期限を設けています。
5	借用書の提出	各区保健こども課または母子父子相談室に、借用書を提出していただきます。借主本人・連帯借主・連帯保証人、それぞれの署名・実印での押印が必要です。
6	貸付資金の送金	貸付資金を、申請時に指定した銀行口座に振り込みます。 *就学支度資金、転宅資金、生活資金（単独）などの場合は、一括振込 *修学資金、技能習得資金、生活資金（技能）などの場合は、年4回払支払月：4月、7月、10月、1月に3か月分を振り込み
7	（継続資金等の場合） 在学証明書提出	合格通知書で申請をした方、または修学資金、就学支度資金、技能習得資金、修業資金、生活（技能）資金などの継続資金等を借受中の方については、毎年4月に在学証明書の提出が必要です（貸付継続決定または据置期間確認のため）。
8	償還開始	据置期間経過後、償還（返済）が始まります（原則口座振替払い）。 償還開始月の1カ月前に、事前にお知らせを送付します

お問い合わせ・申し込み先

※事前相談及び申請は予約制となっております。

下記問い合わせ先へ事前に電話等で予約をしてください。

(1) 母子父子相談室

熊本市中央区大江6丁目1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）
*火曜日～日曜日9:30～16:00（月曜、祝祭日は休み）Tel096-372-1228

(2) 区役所保健こども課（※修学・就学支度・修業・就職支度資金のみの受付となります）

中央区保健こども課（中央区手取本町1-1）	Tel096-328-2421
東区保健こども課（東区東本町16-30）	Tel096-367-9130
西区保健こども課（西区小島2-7-1）	Tel096-329-6838
南区保健こども課（南区富合町清藤405-3）	Tel096-357-4135
北区保健こども課（北区植木町岩野238-1）	Tel096-272-1104

*月曜日～金曜日8:30～17:15（土曜、日曜、祝祭日は休み）

償還（返済）の際、支払期日までにご返済がない場合、延滞金として年利3%の割合（※）で違約金が発生しますので、支払期限は必ず守ってください。

※H27.3.31以前：年利10.75%、H27.4.1～R2.3.31：年利5%、R2.4.1以降：年利3%

熊本市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会

1 事業の目的

この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とします。

2 貸付の対象者

（1）訓練促進資金

熊本市に住所を有するひとり親家庭の親であって、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する訓練促進給付金の支給を受けている方。

※保育士修学資金、介護福祉士修学資金の貸付を受ける方は対象となりません。

○ 入学準備金は、平成 28 年 1 月 20 日以降に養成機関に入学した方

※専門実践教育訓練給付金を受給する方及び自立支援教育訓練給付金を受給する方は対象となりません。

○ 就職準備金は、平成 28 年 1 月 20 日以降に養成機関の課程を修了し、資格取得した方

（2）住宅支援資金

熊本市に住所を有するひとり親家庭の親であって、原則、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給を受けている者であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方。

3 貸付額と利子

（1）訓練促進資金

① 入学準備金 50 万円以内（訓練促進給付金の支給決定後に貸付申請）

② 就職準備金 20 万円以内（資格取得後に貸付申請）

※ 貸付金額は千円単位とします。（千円未満は切り捨て）

※利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子ですが、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後の利率は年 1 % となります。ただし、返還債務の履行期限を過ぎた場合は年 3 % の延滞利子を徴収します。

※ 連帯保証人は、次の要件を満たすことが必要です。

① 返還債務を負担することができる資力有する成人

- ② 原則として県内に住所を有する方
- ③ 申請者が未成年である場合は、連帯保証人は法定代理人（親権者等）でなければなりません。

（2）住宅支援資金

- ① 1か月あたりの家賃実費（管理費及び共益費等は除く）×12か月以内
- ② 上限額は、月額70,000円×12か月=840,000円

※住居確保給付金等、他の制度による支援を受けている場合、差額が上限です。

※基本は無利子ですが、償還期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子が発生します。

4 貸付金の交付

貸付金の交付は、貸付決定後に提出された借用書、銀行口座振込依頼書等に記入漏れ等がなければ、訓練促進資金は指定口座に一括で振り込み、住宅支援資金は偶数月の末日までに2か月分を指定口座に振り込みます。

5 返還債務の免除

次の場合は、貸付金の返還が全額免除されます。

（1）訓練促進資金

①養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、原則として熊本県内において、取得した資格が必要な業務（以下「返還免除対象業務」という。）に5年間引き続き従事（1週間の所定労働時間が20時間以上とする。）したとき

②返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡又は心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき

※養成機関の中途退学や修了後に返還免除対象業務に従事しなかったとき、5年間引き続き返還免除対象業務に従事しなかったときなど、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなった場合には、貸付金の全部又は一部を返還していただきます。

（2）住宅支援資金

①貸付を受けた日から1年以内に就職し、通算1年間就業したとき

②現在就業している方が、貸付を受けた日から1年以内に、より高い所得が見込まれる転職等をし、通算1年間就業したとき

※1週間あたりの平均勤務時間が20時間以上であることが条件です

※災害、疾病、負傷などのやむを得ない理由で1年以内に就業できなかった場合は、申請により償還までの「猶予期間」を延長できます。

③就業期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障により業務を継続することができなくなったとき。

※特別な理由がなく、貸付から1年以内に就業・転職等をしなかった場合など目的

達成の見込みがなくなったときは貸付金を返還する必要があります。

6 申請の手続き方法

熊本市社会福祉協議会又は各区の社会福祉協議会事務所に次の書類を提出してください。

(1) 訓練促進資金

＜提出書類＞

- ① 訓練促進資金貸付申請書（様式第1号）
- ② 訓練促進給付金の支給決定通知書（写し）
- ③ 訓練促進資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第2号）
- ④ 世帯全員の記載のある住民票（個人番号の記載がないもの）
- ※ 入学準備金の申請には、養成機関に在学していることを証明する書類を添付
- ※ 就職準備金の申請には、養成機関の修了証及び資格登録書の写し等を添付

(2) 住宅支援資金

＜提出書類＞

- ①住宅支援資金貸付申請書（様式第1号の2）
- ②住宅支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第2号の22）
- ③母子・父子自立支援プログラム策定申込書（写し）
- ④世帯全員の記載のある住民票（個人番号の記載不要）
- ⑤他の制度で家賃の給付を受けている場合は、その金額が分かるもの
- ⑥賃貸借契約書の写しなど1ヶ月あたりの家賃実費が分かるもの
- ※公営住宅の場合は賃貸証明書（県・市住宅管理センターで発行）
- ※連帯保証人は不要ですが、未成年者は法定代理人の同意書が必要です

7 貸付の決定

提出いただいた書類を審査し、審査結果について通知します。貸付が決定された方は、借用書及び銀行口座振込依頼書、印鑑登録証明書を提出いただきます。

8 問い合わせ先

※ 詳しくは、本会ホームページをご覧ください。

社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会 総合相談・貸付班

〒860-0004 熊本市中央区新町2丁目4-27

TEL 096-288-2742 FAX 096-359-1800

養育費確保のための支援

1. 離婚前後の相談

専門の相談員が養育費に関する相談や情報提供などを行っています。

熊本市にお住まいの、相談を希望される方であれば、どなたでも利用できます。（離婚前後・未婚を問いません。）利用料は無料です。

【相談窓口】

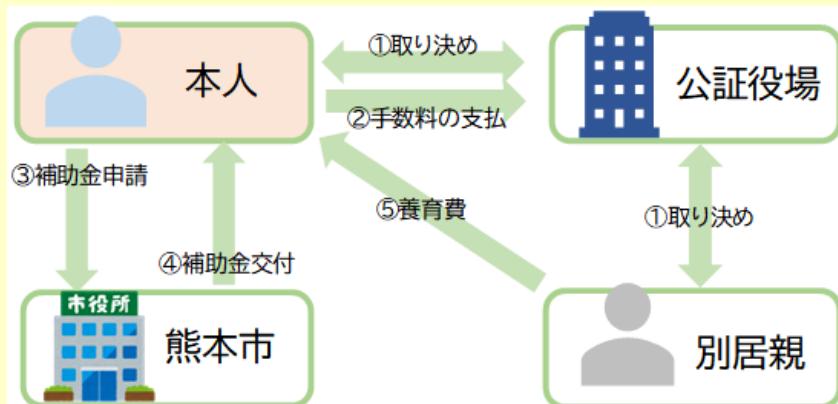
・東区役所 保健こども課（養育費専門相談員） … ☎ 096-367-9130

※月曜から金曜：9:30～16:00（祝日、年末年始除く）

・母子家庭等就業・自立支援センター … ☎ 096-331-6737

※火曜から金曜：9:00～19:00、土曜・日曜：9:00～17:00（祝日、年末年始除く）

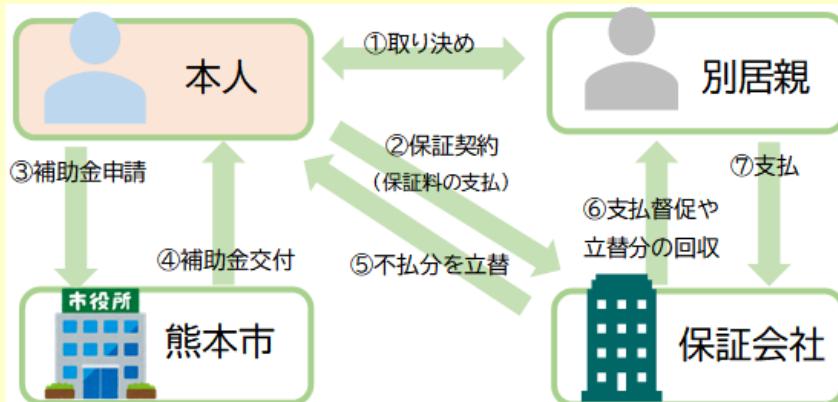
2. 文書での取り決め支援（上限5万円）



公証役場や家庭裁判所で公正証書や調停調書を作成した際に、本人が負担した費用を市が助成します。→詳細は裏面を！



3. 養育費保証契約支援（上限5万円）



文書による取り決めをしても受け取れない場合、保証会社が支払督促や養育費の立替をし、確保できる場合があります。

保証会社との契約締結時に必要な保証料を市が助成します。→詳細は裏面を！

【申請、問い合わせ窓口】 **※事前予約必須**

・東区役所 保健こども課（養育費専門相談員） … ☎ 096-367-9130

※月曜から金曜：9:30～16:00（祝日、年末年始除く）

・母子父子相談室 … ☎ 096-372-1228

※火曜から日曜：9:30～16:00（月曜が祝日の場合の火曜、祝日、年末年始除く）

文書での取り決め支援（公正証書作成等支援事業補助金）上限5万円

【対象者】

熊本市にお住まいのひとり親家庭の方で、次の①～⑤の条件を全て満たす方

- ① 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- ② 養育費の対象となる児童（20歳未満の者）を扶養していること
- ③ 養育費の取り決めに係る費用を負担していること
- ④ 過去にこの補助金を交付されていないこと
- ⑤ 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しないこと
(暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと)

【対象となる経費】

公正証書や調停調書の作成等に要した費用（手数料等）※上限5万円、1人1回限り

【申請期限】

取り決めをした日から6か月以内

養育費保証契約支援（保証支援事業補助金）上限5万円

【対象者】

熊本市にお住まいのひとり親家庭の方で、次の①～⑤の条件を全て満たす方

- ① 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- ② 養育費の対象となる児童（20歳未満の者）を扶養していること
- ③ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- ④ 過去にこの補助金を交付されていないこと
- ⑤ 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しないこと
(暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと)

【対象となる経費】

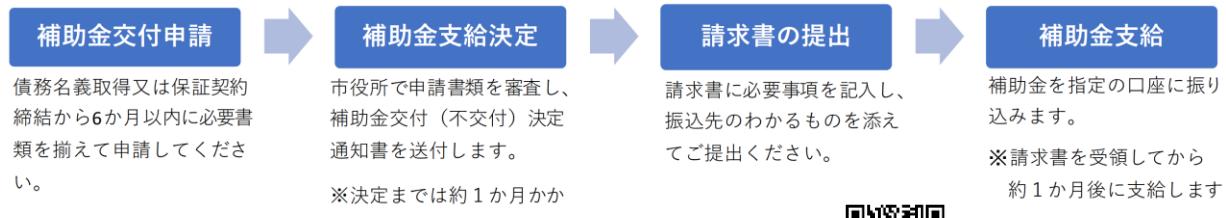
保証会社と養育費保証契約を締結する際にかかった保証料※上限5万円、1人1回限り

【申請期限】

契約締結をした日から6か月以内

その他

【申請から給付までの手順】



【提出書類等】

詳しくは表面に記載の窓口にお尋ねいただくか市のホームページでご確認ください。



母子・父子自立支援プログラム策定事業

あなたの就職を応援します！

母子・父子自立支援プログラム策定員（就労支援員）とハローワークのコーディネーターが連携して相談から就職までの継続的な支援を行います。

【対象となる方】

- ◆ ひとり親家庭で20歳未満の児童を扶養している方
または、今後ひとり親家庭となることが見込まれる方
(生活保護受給者を除く)
- ◆ 就職先を探している方
- ◆ 転職を考えている方

相談は**予約制**です
まずはお電話で
ご連絡ください！

① プログラム策定員との面談／相談

場所：こども家庭福祉課・東区保健こども課

【主な面談内容】*30分程度

- ◆ 現在の生活状況／家計の状況
- ◆ 今まで経験した主な仕事について
- ◆ 就職活動をする上で障害となること
- ◆ 就職についての希望

ポイント

★市役所とハローワークが連携して就労までをサポート！

★専属のハローワークナビゲーターが求人情報の中からあなたにあった就労を支援！

★ハローワークサテライトは保健こども課と同じ区役所内に設置！
※中央区役所と東区役所のみです

★困っていることはプログラム策定員にいつでもご相談ください！

② 求職申込(登録)/仕事検索

場所：ハローワーク中央区サテライト・東区サテライト

【主な支援内容】*1時間半～2時間程度

- ◆ ハローワークナビゲーターと策定員による支援
- ◆ 公共職業訓練等のあっせん
(教育訓練給付金紹介、支援メニュー紹介)
- ◆ 一般の職業相談・パソコンによる仕事検索・紹介の実施

③ 就職決定



問い合わせ窓口

- ❖ こども家庭福祉課
- ❖ 東区役所保健こども課

☎ 096-366-3030

☎ 096-367-9130

自立支援教育訓練給付金事業

【事業内容】

職業能力開発のために対象講座を受講した場合、受講終了後に受講経費の一部を支給します。

【対象要件】

熊本市にお住まいの方で、次の要件をすべて満たす方

- ① 母子家庭の母、又は父子家庭の父であること。
- ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練が適職に就くため必要であると認められるものであること。

【対象講座】

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

※ 対象講座などはインターネットで検索ができます。



【支給内容】

講座受講料の60%を受講修了後に支給します。

※受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格を有している場合は、その支給額との差額を支給します。（差額がない場合は、対象外となります。）

※支給額の上限は20万円です。1万2千円を超えない場合は支給対象となりません。

※専門実践教育訓練給付金の対象講座（専門資格の取得を目指す講座に限る）の場合は、支給額の上限が40万円×修学年数（最大160万円）となります。

また、受講修了後1年以内に資格取得し、就職した場合は、講座受講料の25%を追加で支給します。

【手続き方法】

- ① 原則として、受講開始前に事前相談及び申請が必要です（事前に電話等で要予約）。
 - ② 事前相談では、受講の動機、就職へのつながりなどをお聞きしますので、希望する講座のパンフレット等の講座内容や受講料が示されたものをご持参ください。
- ※ 受講対象講座指定の可否については申請受理後、書類審査の上、決定いたします。

◇「自立支援教育訓練給付金事業」及び「高等職業訓練促進給付金等事業」の訓練促進給付金、修了支援給付金は、お1人につき1回限りの受給となります。

高等職業訓練促進給付金等事業

【事業内容】

経済的自立に必要な資格を取得するために、修業年限6月以上の養成機関で修業する場合、その一定期間について訓練促進給付金を支給します。また、養成機関を修了後に修了支援給付金を支給します。



【対象要件】

熊本市にお住まいの方で、次の要件をすべて満たす方

- ① 母子家庭の母、又は父子家庭の父であること。
- ② 原則、児童扶養手当の支給を受けているか、又は、同等の所得水準にあること。
- ③ 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。
- ④ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

【対象資格】

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師など



【支給内容】

支給額：月額 100,000 円（市町村民税課税世帯は 70,500 円）

※修業期間の最後の 12 ヶ月については

月額 140,000 円（市町村民税課税世帯は 110,500 円）

支給期間：修業期間の全期間（上限 48 ヶ月）

※准看護師から看護師へ継続して修業する場合も、通算 48 ヶ月を上限として支給可能。

◆修了支援給付金は、養成機関を修了後、50,000 円（市町村民税課税世帯は 25,000 円）を支給します。

【手続き方法】（支給決定となるまでには、1 ヶ月～1 ヶ月半程かかります。）

① 事前相談後、修業開始日以降に申請が必要です（事前に電話等で要予約）。

② 当該資格の取得理由や就職へのつながりなどをお聞きします。

※ 当給付金の支給の可否については、申請受理後、書類審査の上、決定いたします。

支給決定となった場合は、申請を受理した月からが支給対象となります。

〈お問い合わせ・お申し込み先〉

母子父子相談室 Tel096-372-1228

*母子父子相談室は、火曜日～日曜日 9：30～16：00（月曜日及び祝祭日は休み）

中央区保健こども課 Tel096-328-2421 東区保健こども課 Tel096-367-9130

西区保健こども課 Tel096-329-6838 南区保健こども課 Tel096-357-4135

北区保健こども課 Tel096-272-1104

熊本市母子家庭等就業・自立支援センター事業

熊本市母子家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親家庭の親と子及び寡婦の方々への支援を目的とした就業・子育て等の相談業務や、就業支援のための各種講座等を実施しております。

【事業内容】

*技能習得講座・・・「ワード3級検定講座」「ワード2級検定講座」「エクセル3級検定講座」「エクセル2級検定講座」「介護福祉士実務者研修講座」「日商簿記3級検定講座」「電子会計講座」「医療事務講座」「メンタルケア講座」

*学習支援講座・・・「キッズ英語教室」「中学生のための学習教室」

*教養講座・・・「こどもプログラミング講座」「こどもピアノ教室」

～講習会申込方法～

熊本市母子家庭等就業・自立支援センターホームページでの申し込み

技能習得講座

トップページ→技能習得講座お申込み→Google フォーム→お申し込み講座名等必要事項を記載→返信→受講決定通知を郵送（申込締切日から約1週間後）

こども講座

トップページ→こども講座お申込み→Google フォーム→お申し込み講座名等必要事項を記載→返信→受講決定通知を郵送（申込締切日から約1週間後）

*各種相談・・・「法律相談」「カウンセリング」※要予約
「生活相談」「就業相談」「養育費相談」※隨時受付

*親子交流（面会交流）事業

【施設名称】熊本市母子家庭等就業・自立支援センター

【利用対象者】熊本市にお住まいのひとり親家庭の親と子及び寡婦の方

【所在地】〒862-0912 熊本市東区錦ヶ丘 34-23（健軍自衛隊正門前
母子・父子休養ホームしらゆり内）

【開館時間】火曜日から金曜日 午前9時から午後7時まで
土曜日及び日曜日 午前9時から午後5時まで

【休館日】毎週月曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）

【費用】無料（ただし、講座に必要な教材費・検定費については自己負担
があります）

【電話番号】096-331-6737

【交通アクセス】九州産交バスK3-1・K3-3・K4-1「自衛隊前」下車1分

問い合わせ先一覧

事業名	担当部署	住所	電話番号
ひとり親家庭等日常生活支援事業	一般社団法人 熊本市母子寡婦福祉連合会	東区錦ヶ丘 34-23 2階	096-214-7333

事業名	担当部署	住所	電話番号
熊本市母子家庭等就業・自立支援センター事業	熊本市母子家庭等就業・自立支援センター	東区錦ヶ丘 34-23 (母子・父子休養ホームしらゆり内)	096-331-6737

※熊本市母子家庭等就業・自立支援センター利用時間：

火曜日～金曜日 9:00～19:00

土曜日、日曜日 9:00～17:00 (毎週月曜日、祝日、年末年始は休み)

事業名	担当部署	住所	電話番号
児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成事業	中央区役所（保健こども課）	中央区手取本町 1-1	096-328-2421
	東区役所（保健こども課）	東区東本町 16-30	096-367-9130
	西区役所（保健こども課）	西区小島 2-7-1	096-329-6838
	南区役所（保健こども課）	南区富合町清藤 405-3	096-357-4135
	北区役所（保健こども課）	北区植木町岩野 238-1	096-272-1104

※各区役所保健こども課の受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土曜、日曜、祝日は休み)

事業名	担当部署	住所	電話番号
・母子父子寡婦福祉資金貸付事業・自立支援教育訓練給付金事業・高等職業訓練促進給付	母子父子相談室	中央区大江 6 丁目 1-85 (中央区まちづくりセンター大江交流室内)	096-372-1228

金等事業	中央区役所（保健こども課）	中央区手取本町1-1	096-328-2421
	東区役所（保健こども課）	東区東本町 16-30	096-367-9130
	西区役所（保健こども課）	西区小島 2-7-1	096-329-6838
	南区役所（保健こども課）	南区富合町清藤405-3	096-357-4135
	北区役所（保健こども課）	北区植木町岩野238-1	096-272-1104

※母子父子相談室の受付時間：火曜日～日曜日（月曜・祝日休み）9：30～16：00

事業名	担当部署	住所	電話番号
熊本市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会 総合相談・貸付班	中央区新町 2-4-27	096-288-2742

事業名	担当部署	住所	電話番号
養育費相談	東区役所（保健こども課）	東区東本町 16-30	096-367-9130
文書での取り決め支援・養育費保証契約支援	母子父子相談室	中央区大江 6 丁目 1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）	096-372-1228
	東区役所（保健こども課）	東区東本町 16-30	096-367-9130

事業名	担当部署	住所	電話番号
プログラム策定	こども家庭福祉課	中央区大江 5 丁目 1-1	096-366-3030
	東区役所（保健こども課）	東区東本町 16-30	096-367-9130

※中央区役所保健こども課及び東区役所保健こども課の受付時間：
月曜日～金曜日 8：30～17：15（土曜、日曜、祝日は休み）